

(案)

委 託 契 約 書

岩手県（以下「甲」という。）と_____以下「乙」という。）は、岩手県生物工学研究所の植栽樹等管理業務の実施を乙に委託することについて、次のとおり契約を締結する。

(総則)

第1条 乙は、甲の定める別紙仕様書により、岩手県生物工学研究所の植栽樹管理業務（以下「委託事業」という。）を誠実に実施し、甲は、その費用として、委託料_____円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額_____円）を支払う。

(委託期間)

第2条 委託期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

(契約の保証)

第3条 契約保証金は免除する。

(委託業務の指示)

第4条 甲は、乙に対して、委託事業の実施に関し必要な事項を指示することがある。
2 乙は、委託事業の実施に関し必要と認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継されてはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を得たものについては、この限りでない。

(再委託の禁止)

第6条 乙は、委託事業の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承諾を得たものについては、この限りでない。

(業務内容の変更・中止)

第7条 甲は、必要があると認めるときは、事業の内容を変更し、又はこれを一時中止することができる。
2 前項の場合において、委託料又は委託期間を変更するときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

(業務完了報告・検査)

第8条 乙は、委託業務が完了したときは、委託業務完了届を甲に提出するものとする。
2 甲は、前項の書類を受理した場合は、当該書類を審査し、必要に応じて実地調査を行い、委託業務の実施状況を検査するものとする。
3 甲は、前項の規定による検査の結果、委託事業の実施の状況がこの契約に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを乙に対して指示するものとする。

4 乙は、前項の規定による指示に従って措置した場合には、その結果を甲に報告し再検査を受けるものとする。

(委託料の支払い)

第9条 甲は、前条の検査終了後、委託料を乙の請求により別表のとおり支払うものとする。

2 乙は、委託業務が完了し、かつ前条の規定による検査に合格したときは、委託料請求書を甲に提出するものとする。

3 甲は、前項の規定による請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

(損害の帰属)

第10条 委託事業の実施に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(違約金)

第11条 甲は、乙が甲の定める期間内に契約を履行しない場合には、遅延日数に応じ、委託料につき年2.7パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

注1 令和2年4月1日において適用される会計規則第117条第1項で規定する違約金の徴収率とする。

(遅延利息)

第12条 甲は、自己の責めに帰すべき事由により委託料の支払を遅延した場合においては、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、支払うべき委託料につき年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

注2 令和2年4月1日において適用される政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率とする。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約の全部又は一部を解除することがある。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定に基づいて甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づいて甲が求める報告を拒み、又は第4若しくは第9第1項の規定による甲の指示に従わなかったとき。

(2) 不正の手段により委託料の支払を受けたとき。

(3) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託事業を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が、これに従わなかったとき。

(4) その他この契約に違反したとき。

2 前項の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、損害賠償として契約金額の100分の5に相当する金額を甲に納付するものとする。

3 前2項の規定は、委託料の支払があった後においても適用するものとする。

第14条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約を解除することができる。

(1) 委託業務の変更に伴い、委託料が当初の委託料の3分の1以下になるとき。

(2) 第7条第1項の規定による中止期間が全体委託期間の2分の1を超えるとき。

(3) 甲が正当な理由なくして、この契約の条項に違反したとき。

2 前項の規定により乙がこの契約を解除したときは、甲は、これによって生じた乙の損害を賠償しなければならない。

3 前2項の賠償額は、甲、乙協議して定める。

(通報の義務)

第15条 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察官に通報しなければならない。

(契約解除の場合の委託料の返還)

第16条 乙は、第13条の規定により契約を解除された場合において、既に委託料の支払がなされているときは、甲の定めるところにより委託料を返還するものとする。

第17条 乙は、前5条の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年2.7パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付するものとする。

注3 令和2年4月1日において適用される会計規則第117条第1項で規定する違約金の徴収率とする。

(施設等の使用・取扱い)

第18条 乙は、甲の承認を得て、甲の施設及び設備を使用することができる。

2 甲は、乙に対し委託業務に必要な用水及び電力を無償で提供するものとする。ただし、乙は、

その使用にあたっては、効率的な使用に努めなければならない。

3 乙は、委託業務の実施にあたっては、甲の施設及び設備について善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

(秘守義務)

第19条 乙は、委託事業の実施に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(関係書類の保存)

第20条 乙は、委託事業に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、委託業務が終了した日の翌日から5年間保存するものとする。

(補則)

第21条 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義を生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和2年4月1日

甲 岩手県
契約担当者
岩手県生物工学研究所
所 長 本 田 純 悦 印

乙 住 所 _____

会社名 _____